

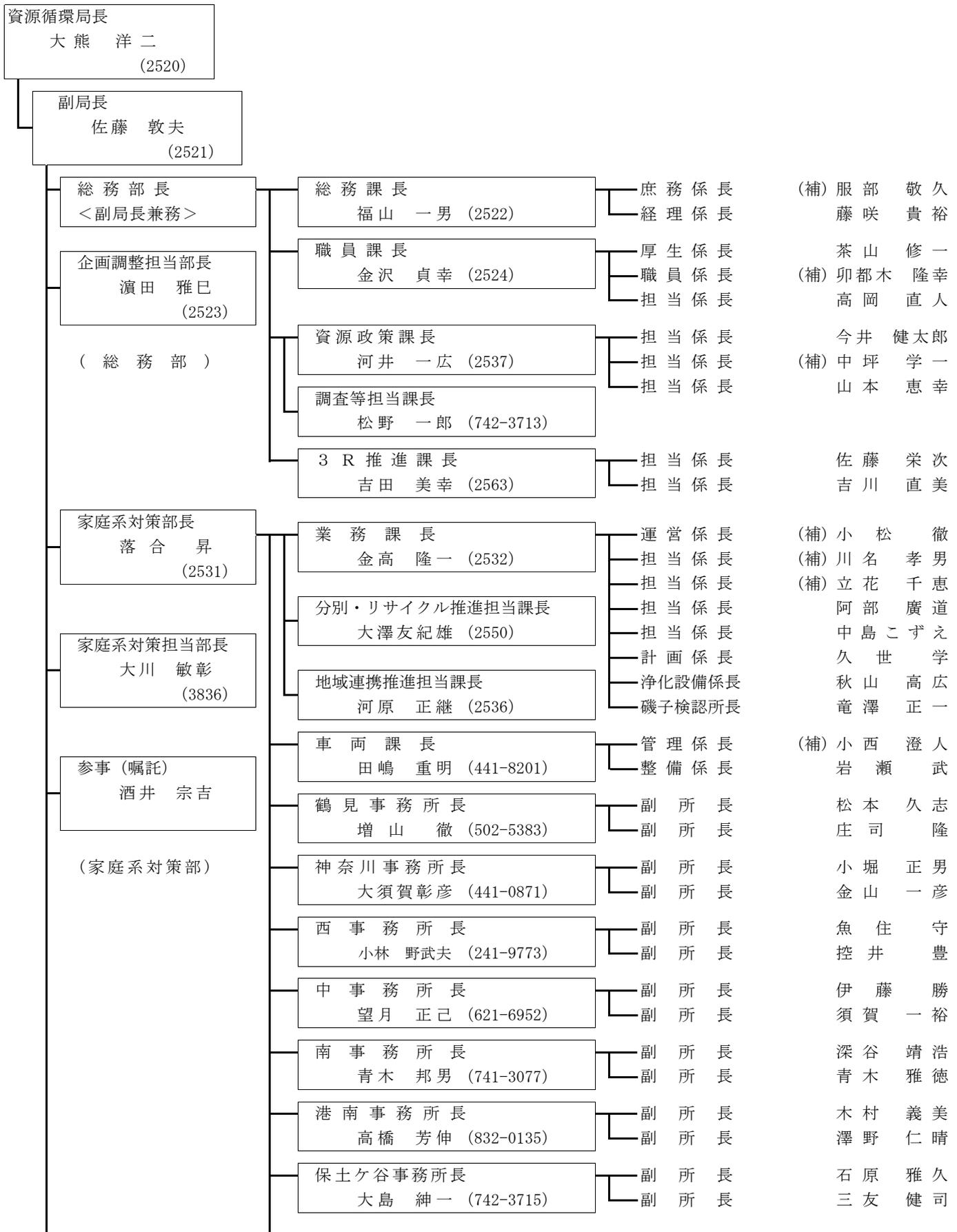
# 機構図及び事務分掌

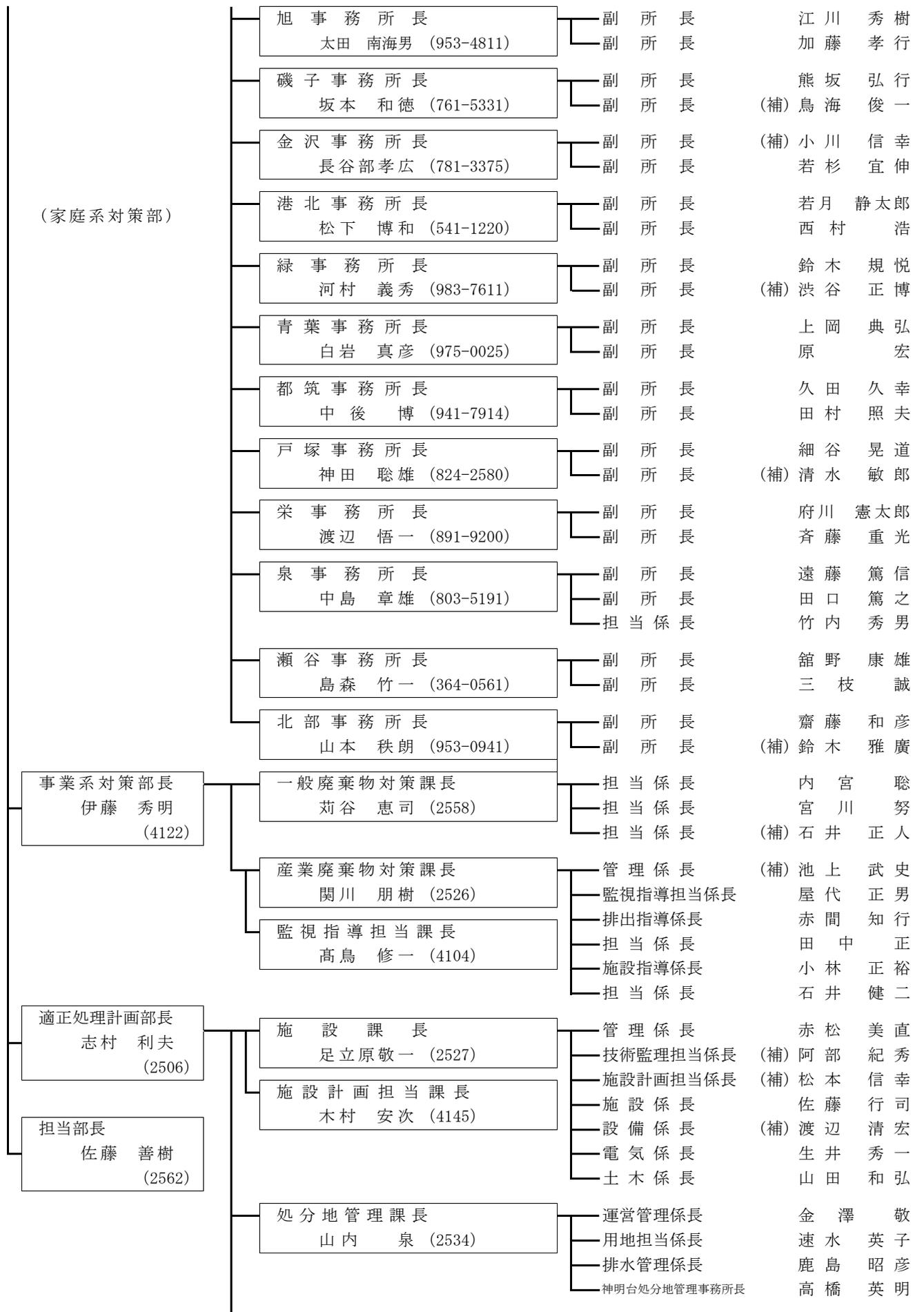
平成23年5月18日

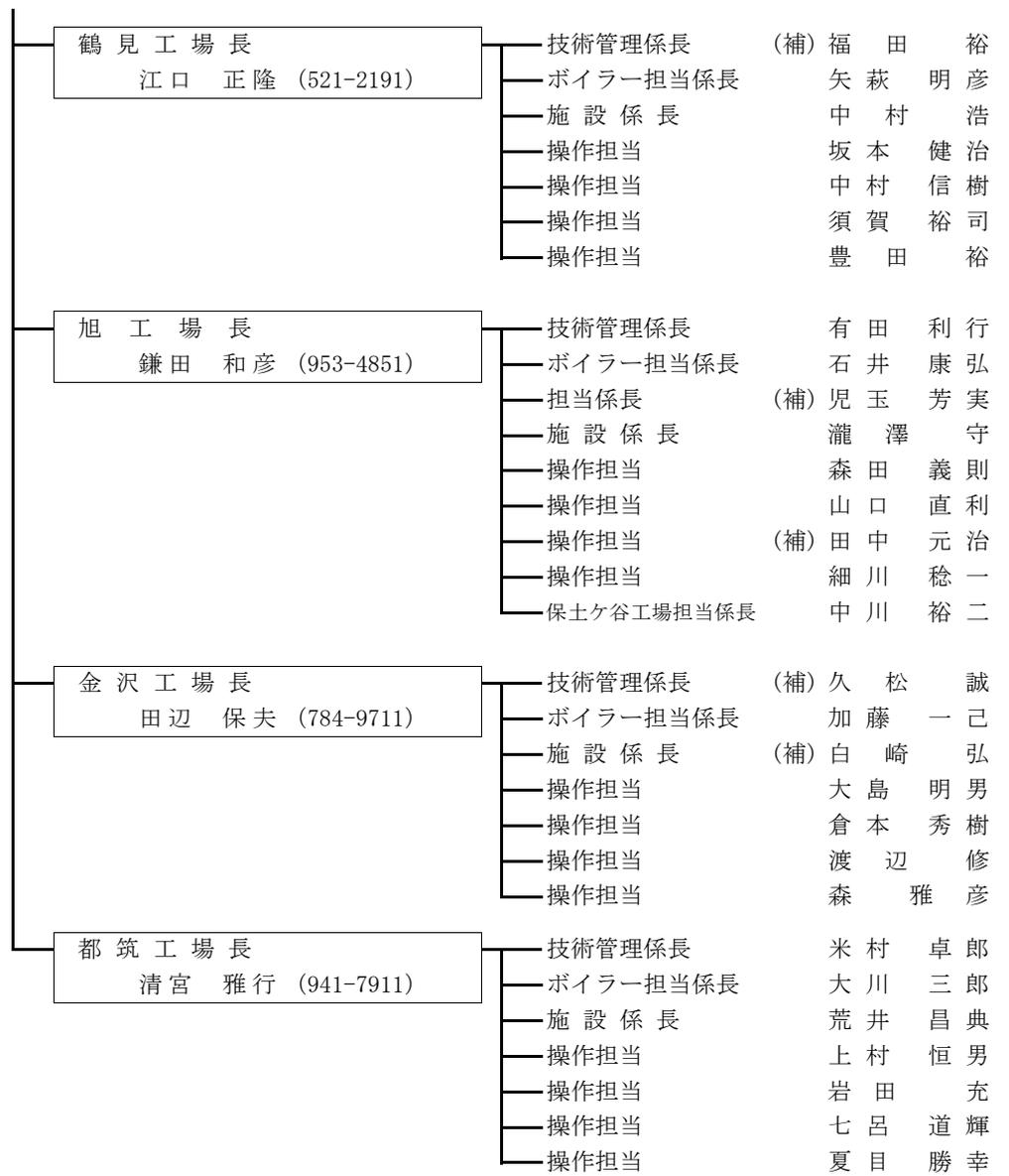
資源循環局

# 資源循環局 機構図

(補)は課長補佐







(財) 横浜市資源循環公社	課長 長 英司	係長 内藤 満
(社) 全国都市清掃会議	課長 八 敏 浩	
環境省		係長 近藤 淳史
経済産業省		係長 春日井 利宜

# 資源循環局事務分掌

## 総務部

### 総務課

#### 庶務係

- 1 局内の文書に関すること。
- 2 局内の事務事業の連絡調整に関すること。
- 3 局に属する庁舎の管理及び庁中取締りに関すること。
- 4 局に属する財産の管理に関すること。
- 5 局の危機管理に関すること。
- 6 局の事務事業の広聴に関すること。
- 7 財団法人横浜市資源循環公社に関すること。
- 8 他の部、課、係の主管に属しないこと。

#### 経理係

- 1 局内の予算及び決算に関すること。
- 2 局内の予算執行の調整に関すること。
- 3 一般廃棄物の処理に係る手数料等の徴収及び減免に関すること。
- 4 産業廃棄物の処分に要する費用等の徴収に関すること。
- 5 廃棄物処理の原価計算に関すること。
- 6 その他局内の経理及び一般廃棄物の処理に係る手数料に関すること。

## 職員課

### 厚生係

- 1 局所属職員の福利厚生に関すること。
- 2 局所属職員の安全衛生管理の総括に関すること。
- 3 局所属職員の研修に関すること。
- 4 局所属職員の公務災害に関すること。
- 5 局所属職員の事故の防止及びその処理に関すること。
- 6 他の係の主管に属しないこと。

### 職員係

- 1 局所属職員の人事に関すること。
- 2 局所属職員の給与その他の勤務条件その他労務に関すること。

## 資源政策課

- 1 一般廃棄物処理事業に関する基本的な計画の立案及び進行管理に関すること。
- 2 局の重要施策の企画及び総合調整に関すること。
- 3 横浜市廃棄物減量化・資源化等推進審議会に関すること。
- 4 局の事務事業の広報及び情報化に係る企画並びに総合調整等に関すること。
- 5 一般廃棄物に関する情報の収集及び分析並びに統計の作成に関すること。
- 6 局の主管する事務事業に係る廃棄物等の調査、試験、研究等及びこれらを踏まえた局の施

策の推進に係る企画調整等に関すること。

- 7 局の主管する事務事業に係る廃棄物等の公害防止に関する調査及び指導に関すること。

### 3 R推進課

- 1 廃棄物等の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に係る企画調整に関すること。
- 2 他区局・統括本部との連携による局の施策の総合的な立案及び推進に関すること。
- 3 廃棄物等の資源化のための施策の立案及び総合調整に関すること。

## 家庭系対策部

### 業務課

#### 運営係

- 1 事務所（北部事務所を除く。）に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。
- 2 輸送中継施設の運営管理に関すること。
- 3 資源化に係る中間処理施設及び一時保管施設の運営管理に関すること。
- 4 その他一般廃棄物の処理に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 5 一般廃棄物（事業系一般廃棄物を除く。）の発生抑制、再使用及び再生利用に関すること。
- 6 地域における発生抑制、再使用及び再生利用に向けた事業の推進に関すること。
- 7 環境事業推進委員に関すること。
- 8 街の美化の推進に関すること（他の局、部の主管に属するものを除く。）。
- 9 不法投棄廃棄物に関すること。
- 10 横浜市放置自動車及び沈船等廃物判定委員会に関すること。
- 11 部内他の課、係の主管に属しないこと。

#### 計画係

- 1 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集及び運搬に係る実施の計画及び調整等に関すること。
- 2 収集及び運搬に係る車両の配車計画に関すること。
- 3 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集及び運搬に係る調査研究に関すること。

#### 浄化設備係

- 1 浄化槽（地域共同浄化槽を含む。以下この部中同じ。）の設置に係る届出の受理及び審査並びに指導監督に関すること。
- 2 浄化槽の維持管理状況に係る報告その他浄化槽に係る届出の受理及び指導に関すること。
- 3 浄化槽の維持管理についての指導監督に関すること。
- 4 浄化槽清掃業の許可及び指導監督に関すること。
- 5 浄化槽関係団体の指導に関すること。
- 6 一般廃棄物（し尿に限る。）の処理に係る調査研究及び実施の計画に関すること。
- 7 し尿及び浄化槽の汚泥の処分に関すること。
- 8 公衆便所及び移動公衆便所に関すること。
- 9 北部事務所及び礫子検認所に関すること。
- 10 その他浄化槽及びし尿に関すること（他の課の主管に属するものを除く。）。

#### 礫子検認所

- 1 検認所の管理に関すること。

- 2 し尿等の輸送量の検認及び集計に関すること。
- 3 機械装置、電気設備その他付帯設備の運転操作及び維持管理に関すること。
- 4 所属職員の労務管理に関すること。
- 5 所属職員の安全衛生管理に関すること。

#### 車両課

##### 管理係

- 1 車両の出納に関すること。
- 2 課に属する車両の管理及び運用に関すること。
- 3 車両に関する調査研究及び改善に関すること。
- 4 車両の点検、検査及び整備の計画に関すること。
- 5 車両の維持管理の指導監督に関すること。
- 6 車両の記録及び統計に関すること。
- 7 機材の保管に関すること。
- 8 他の係の主管に属しないこと。

##### 整備係

- 1 車両の点検、検査及び整備の実施に関すること。
- 2 機材の運用に関すること。
- 3 整備士の派遣に関すること。

#### 事務所（北部事務所を除く。）

- 1 事務所の管理に関すること。
- 2 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集、運搬の実施に関すること。
- 3 一般廃棄物（し尿を除く。）の収集運搬業務の委託に係る管理監督に関すること。
- 4 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること（他の事務所等に属するものを除く。）。
- 5 一般廃棄物の排出量の調査及び認定に関すること（他の事務所等に属するものを除く。）。
- 6 道路及び河川の清掃の実施に関すること。
- 7 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関すること。
- 8 一般廃棄物収集運搬業者及び一般廃棄物処分業者の指導監督に関すること。
- 9 廃棄物（固形状のものに限る。）の工場又は一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下「処分地」という。）への搬入に係る指示及び確認に関すること。
- 10 一般廃棄物（し尿を除く。）の発生抑制、再使用及び再生利用の推進に関すること（区役所の主管に属するものを除く。）。
- 11 一般廃棄物（し尿を除く。）を排出する市民及び事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る啓発及び指導に関すること。
- 12 環境事業推進委員に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 13 街の美化（区役所の主管に属するものを除く。）及び不法投棄廃棄物（し尿を除く。）に関すること。

- 14 諸統計等の作成及び報告に関すること。
- 15 所属職員の労務管理に関すること。
- 16 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 17 産業廃棄物処理業者及び特別管理産業廃棄物処理業者の指導監督に関すること。
- 18 産業廃棄物を排出する事業者に対する指導監督に関すること。

#### 北部事務所

- 1 事務所の管理に関すること。
- 2 し尿の収集及び運搬の実施に関すること。
- 3 し尿の排出量の調査に関すること。
- 4 事務所に属する車両の配車及び維持管理に関すること。
- 5 公衆便所の衛生管理に関すること。
- 6 し尿の違法処理の監視に関すること。
- 7 所属職員の労務管理に関すること。
- 8 所属職員の安全衛生管理に関すること。

#### 事業系対策部

##### 一般廃棄物対策課

- 1 事業系一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に係る調査研究に関すること（他の局、部の主管に属するものを除く。）。
- 2 事業系一般廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用に関する計画の策定、実施及び調整に関すること（他の部の主管に属するものを除く。）。
- 3 一般廃棄物を排出する事業者に対する発生抑制、再使用及び再生利用並びに適正処理に係る指導監督に関すること。
- 4 一般廃棄物収集運搬業及び一般廃棄物処分業に係る許可及び指導監督に関すること。
- 5 一般廃棄物処理施設の設置に係る許可、届出の受理及び指導監督に関すること。
- 6 部内他の課の主管に属しないこと。

##### 産業廃棄物対策課

###### 管理係

- 1 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業の許可及び指導監督に関すること。
- 2 産業廃棄物処理関係団体に関すること。
- 3 他の係の主管に属しないこと。

###### 排出指導係

- 1 産業廃棄物の処理に関する基本計画の立案及び調整に関すること。
- 2 産業廃棄物に関する調査研究に関すること。
- 3 産業廃棄物を排出する事業者（以下この部中「排出事業者」という。）に対する指導監督に関すること。
- 4 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管状況等の届出の受理及び指導監督に関すること。
- 5 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づく対象建設工事の届出等の受理及び指導監督に関すること。

#### 施設指導係

- 1 産業廃棄物の中間処理及び最終処分に係る用地設定に関すること。
- 2 産業廃棄物埋立処分場の運営管理並びに防災及び安全対策の指導監督に関すること。
- 3 産業廃棄物処理施設の設置の許可及び指導監督に関すること。
- 4 産業廃棄物処理施設等の維持管理についての指導監督に関すること。
- 5 産業廃棄物処理施設に係る技術管理者の届出の受理及び指導監督に関すること。
- 6 使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づく引取業者及びフロン類回収業者の登録、解体業及び破砕業の許可並びに指導監督に関すること。
- 7 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法（平成 15 年法律第 98 号）に規定する特定支障除去等事業に係る工事の設計及び施行に関すること。

#### 適正処理計画部

##### 施設課

##### 管理係

- 1 一般廃棄物の処理施設による焼却等に係る実施の計画及び調整並びに調査研究に関すること。
- 2 一般廃棄物の処理処分に係る局所管施設及び併設施設の施設配置の計画及び調整等に関すること。
- 3 局所管施設及び併設施設の工事に係る実施の計画及び調査研究に関すること。
- 4 局所管施設及び併設施設の工事に関する技術基準等の作成及び指導に関すること。
- 5 局所管施設及び併設施設の工事に係る設計単価、歩掛り等の作成及び調整に関すること。
- 6 局所管施設及び併設施設の工事に係る検査及び安全管理等に関すること。
- 7 ごみ焼却灰の有効利用等の推進に関すること（資源化のための研究及び開発に関することを除く。）。
- 8 局所管の国庫補助事業に係る会計実地検査の連絡調整に関すること。
- 9 他の係の主管に属しないこと。

##### 施設係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る工事の設計及び施行に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。

##### 設備係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る機械設備工事の設計及び施行に関すること。

##### 電気係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る電気設備工事の設計及び施行に関すること。
- 2 局所管施設（電気主任が配置されている施設を除く。）に係る電気設備の維持管理に関すること。

##### 土木係

- 1 局所管施設及び併設施設に係る土木工事の設計及び施行に関すること。

## 処分地管理課

### 運営管理係

- 1 一般廃棄物（固形状のものに限る。以下この部中同じ。）の埋立処分の実施の計画及び調整に関すること。
- 2 一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下この部中「法」という。）第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて産業廃棄物を処理する処分場を含む。以下この部中「処分地」という。）の運営管理に関すること。
- 3 市設置の処分地の設定に関すること。
- 4 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の諸施設の維持管理に関すること（他の課、係の主管に属するものを除く。）。
- 5 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の環境保全に関すること（他の局、部、係の主管に属するものを除く。）。
- 6 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）の跡地に関すること。
- 7 市設置の処分地に係る広報に関すること。
- 8 処分地管理事務所に関すること。
- 9 その他処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に関すること。
- 10 他の係の主管に属しないこと。

### 排水管理係

- 1 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に係る排水の水質保全に関すること。
- 2 市設置の処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に係る排水処理施設の維持管理に関すること。

### 神明台処分地管理事務所

- 1 処分地及び処分地管理事務所の管理に関すること。
- 2 一般廃棄物のうち固形状のもの（法第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物のうち固形状のものを含む。第4号において同じ。）の埋立作業に関すること。
- 3 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること（処分地へ直接搬入されたものに限る。）。
- 4 市設置の処分地への一般廃棄物のうち固形状のもの（法第11条第2項の規定により一般廃棄物とあわせて処理することができる産業廃棄物のうち固形状のものを含む。第4号において同じ。）の搬入量の調査及び認定に関すること。
- 5 処分地管理事務所に属する車両、機材及び施設の維持管理に関すること。
- 6 所属職員の労務管理に関すること。
- 7 所属職員の安全衛生管理に関すること。
- 8 その他処分地（法施行以前に市が設置した処分地を含む。）に関すること。

## 工場

### 技術管理係

- 1 工場の管理に関すること（他の係の主管に属するものを除く。）。
- 2 一般廃棄物の搬入計画に関すること。
- 3 残灰の搬出処分に関すること。
- 4 所属職員の安全衛生管理に関すること。

- 5 一般廃棄物に係る焼却技術の調査研究並びに焼却作業の計画及び調整に関すること(他の課、係の主管に属するものを除く。)
- 6 受電、変電、配電及び発電の計画及び調整に関すること。
- 7 工場の主要設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関すること(部内他の課、係の主管に属するものを除く。)
- 8 焼却灰溶融設備に関すること(金沢工場に限る。)
- 9 工場見学の受入れに関すること(他の部、課の主管に属するものを除く。)
- 10 他の係の主管に属しないこと。

#### 施設係

- 1 一般廃棄物の検量及び適正搬入に関すること(他の部、課、係の主管に属するものを除く。)
- 2 一般廃棄物の処理手数料及び産業廃棄物の処分に要する費用の徴収に関すること。
- 3 機械及び電気設備の点検整備に関すること。
- 4 工場の主要設備以外の設備の維持管理に係る工事の設計及び施行に関すること(部内他の課、係の主管に属するものを除く。)
- 5 一般廃棄物の焼却作業の実施に関すること。
- 6 機械及び電気設備の運転操作に関すること。
- 7 保土ヶ谷工場内における休止機器保全及び中継輸送施設運営管理等に関すること(旭工場に限る。)

# 事業概要

平成 23 年 5 月 18 日

資源循環局

## 平成 23 年度 資源循環局事業について

これまで本市では「横浜G30プラン」に基づく分別・リサイクルを中心とした取組を推進することにより、燃やすごみの大幅な削減や、これに伴う温室効果ガス排出量の減少、さらには焼却工場の廃止や最終処分場の延命化など、大きな成果を挙げてきました。

分別・リサイクルが市民・事業者の間に一定程度定着した今日、循環型社会の実現を確固たるものにするためには、G30を礎に、これまで培った協働のもと新たなステージへの挑戦が必要です。

そこで、新たに策定した一般廃棄物処理基本計画「**ヨコハマスリム3R夢プラン**」では、市民・事業者・行政が更なる協働のもと、3R（※）の推進、とりわけ最も環境にやさしいリデュースの取組を進めるとともに、なお残るごみを適正に処理することで、限りある資源・エネルギーの有効活用と確保に努め、環境モデル都市として、環境負荷の低減と健全な財政運営が両立した持続可能なまちの実現を目指すこととしました。

「**ヨコハマスリム3R夢プラン**」の達成指標である「ごみと資源の総排出量」や「ごみ処理に伴う温室効果ガス排出量」の削減について、市民・事業者の皆さんにその成果を1日も早く実感していただけるよう、同プランの実質的な初年度である平成23年度を「スタートダッシュの年」と位置付け、積極果敢に目標達成に向けた取組を進めてまいります。

（※）廃棄物のリデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の3つのRを進める取組

### 1 3Rの推進

- (1) ヨコハマスリム3R夢プランの推進・普及啓発
- (2) 家庭系対策
- (3) 事業系対策

### 2 市民サービスアップと運営の効率化

- (1) 市民サービスアップ
- (2) 運営の効率化

### 3 適正処理の推進

- (1) 収集運搬業務
- (2) リサイクル施設等の運営管理等
- (3) 焼却工場の運営管理等
- (4) 最終処分場の運営管理等
- (5) 産業廃棄物対策の推進

# 平成23年度 資源循環局 予算総括表

(単位:千円)

款 項 目	本年度	前年度	増△減	増減率	
7款 資源循環費	44,076,651	44,999,626	△922,975	△2.1%	
1項 資源循環管理費	27,057,935	28,055,477	△997,542	△3.6%	
1目 資源循環総務費	19,162,485	19,781,613	△619,128	△3.1%	
2目 減量・リサイクル推進費	4,703,892	4,792,744	△88,852	△1.9%	
3目 事務所費	1,197,292	1,313,160	△115,868	△8.8%	
4目 事務所等整備費	94,464	214,238	△119,774	△55.9%	
5目 車両管理費	1,899,802	1,953,722	△53,920	△2.8%	
2項 適正処理費	16,693,639	16,613,187	80,452	0.5%	
1目 適正処理総務費	3,908,537	3,950,872	△42,335	△1.1%	
2目 工場費	4,357,445	3,706,094	651,351	17.6%	
3目 処分地費	6,585,911	6,077,626	508,285	8.4%	
4目 産業廃棄物対策費	1,841,746	2,878,595	△1,036,849	△36.0%	
3項 し尿処理費	325,077	330,962	△5,885	△1.8%	
1目 し尿処理総務費	265,449	277,315	△11,866	△4.3%	
2目 し尿処理施設費	59,628	53,647	5,981	11.1%	
合 計	44,076,651	44,999,626	△922,975	△2.1%	
財 源 内 訳	特 定 財 源	13,832,300	12,592,038	1,240,262	9.8%
	14款 分担金及び負担金	9,643	9,643	0	0.0%
	15款 使用料及び手数料	6,131,280	6,296,235	△164,955	△2.6%
	16款 国庫支出金	141,198	14,730	126,468	858.6%
	17款 県支出金	37,998	39,540	△1,542	△3.9%
	18款 財産収入	198,226	228,502	△30,276	△13.2%
	19款 寄附金	8,000	5,530	2,470	44.7%
	20款 繰入金	23,000	13,000	10,000	76.9%
	22款 諸収入	5,851,955	5,150,858	701,097	13.6%
	23款 市債	1,431,000	834,000	597,000	71.6%
一 般 財 源	30,244,351	32,407,588	△2,163,237	△6.7%	

# 主要事業一覽

(単位:千円)

事業名	事業概要	23年度予算	22年度予算	差引
-----	------	--------	--------	----

## 3Rの推進

### (1)ヨコハマ3R夢プランの推進・普及啓発

〔中〕	発生抑制等推進事業	市民・事業者と連携した、ごみと資源の発生抑制(リデュース)を中心とした取組の推進	7,272	7,032	240
〔新〕	ヨコハマ3R夢プラン推進事業	新プランに係る分かりやすきめ細かな広報啓発活動事務所及び工場の啓発機能の強化	25,900	760	25,140
〔中〕	環境事業推進委員事業	集積場所における分別排出の啓発に加え、3R活動を中心とした啓発・実践活動に取り組む	20,088	13,416	6,672

### (2)家庭系対策

〔中〕	分別・リサイクル推進事業	10分別15品目の分別収集とリサイクルの実施 ごみの出し方パンフレットの全戸配布	1,743,003	1,715,427	27,576
〔中〕	資源集団回収促進事業	未実施地域等に対する働きかけを強化 実施団体及び回収業者に対し奨励金を交付	644,568	674,034	▲ 29,466
〔中〕	生ごみ回収・資源化調査事業	生ごみのバイオガス化について、具体的な分別回収、 資源化手法の調査・検討	11,000	11,000	0
〔中〕	生ごみコンポスト化推進事業	家庭用電気式生ごみ処理機及び生ごみコンポスト容 器の購入助成	13,083	13,083	0

### (3)事業系対策

〔中〕	事業系ごみ適正処理・減量化推進事業	大規模事業所に対する減量化・資源化等計画書の提出を 求めるほか、立入調査を実施	9,670	9,546	124
	事業系ごみ適正搬入推進事業	焼却工場における搬入物検査や一般廃棄物処理業者 に対する指導の実施	40,348	41,259	▲ 911

## 市民サービスアップと運営の効率化

### (1)市民サービスアップ

〔中〕	ぬくもりのある街横浜事業	ふれあい収集、狭あい道路収集、粗大ごみ持ち出し収 集の充実・拡大	13,230	0	13,230
〔新〕	集積場所改善対策	収集事務所と地域が連携した、集積場所の散乱防止 対策や、分別の定着に向けた取組等を実施	9,000	0	9,000
	クリーンタウン横浜事業	清潔で安全な街づくりの推進 屋外の公共の場所での喫煙対策の推進	200,926	242,169	▲ 41,243

### (2)運営の効率化

〔中〕	家庭ごみ収集運搬業務委託事業	缶・びん・ペットボトルの収集運搬業務を新たに2区で 民間事業者へ委託	1,782,121	1,734,406	47,715
〔中〕	中継輸送業務委託事業	燃やすごみ及びプラスチック製容器包装の中継輸送 業務の委託	763,514	751,520	11,994
	粗大ごみ処理事業	粗大ごみの受付及び収集運搬業務の委託	833,889	925,242	▲ 91,353

## 適正処理の推進

### (1)収集運搬業務

〔中〕	収集車等低公害化推進事業	環境負荷の低減のための低公害収集車(ハイブリッド 車)の導入	1,274,351	1,249,256	25,095
	災害対策用仮設トイレ整備事業	広域避難場所へのトイレバック等の配備	6,120	6,133	▲ 13

### (2)リサイクル施設等の運営管理等

	資源選別施設運営費	缶・びん・ペットボトルを中間処理するための資源選別 施設の管理運営	1,873,426	1,872,562	864
--	-----------	--------------------------------------	-----------	-----------	-----

### (3)焼却工場の運営管理等

〔新〕	震災対策事業	都筑工場耐震補強工事の実施	941,776	0	941,776
-----	--------	---------------	---------	---	---------

### (4)最終処分場の運営管理等

〔中〕	南本牧ふ頭第5ブロック処分場 整備事業	南本牧ふ頭第5ブロック処分場整備に伴う既設外周護 岸等の負担金	5,247,000	5,247,000	0
-----	------------------------	------------------------------------	-----------	-----------	---

### (5)産業廃棄物対策の推進

〔中〕	戸塚区品濃町最終処分場特定支障 除去等事業	戸塚区品濃町最終処分場の改善工事等の実施	1,499,337	1,392,929	106,408
〔新〕	事業者指導強化対策費	石綿(アスベスト)含有産業廃棄物の適正処理等に向け た立入調査等の指導を強化	6,204	0	6,204

凡例: 〔新〕 新規事業 〔中〕 拡充事業 〔中〕 中期4か年計画目標達成に向けた主な事業

1	3Rの推進	本年度	前年度	差引
(1)	ヨコハマ3R夢プランの 推進・普及啓発	千円 100,236	千円 164,692	千円 △ 64,456

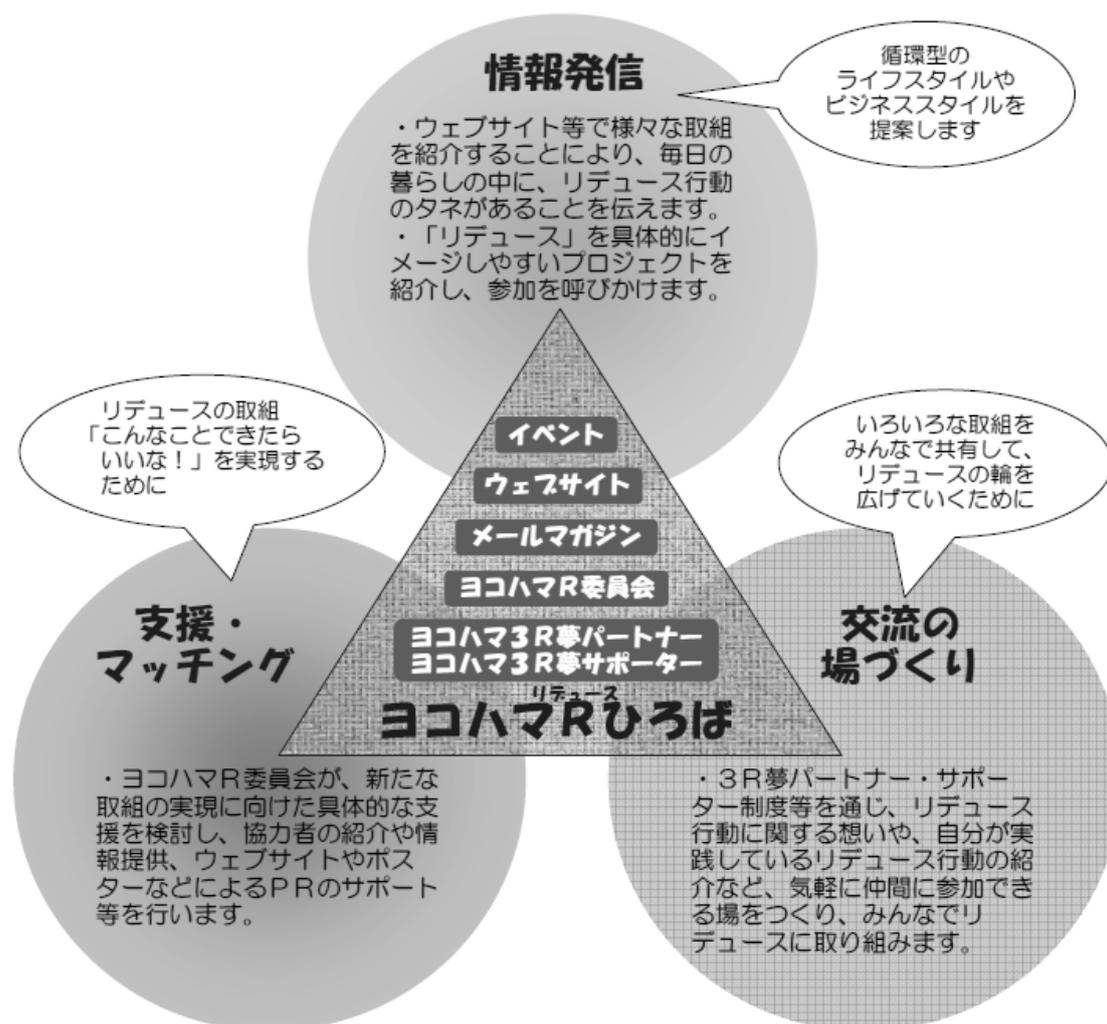
## 1 発生抑制等の推進

7,272千円

ごみと資源の総排出量を削減するため、分別・リサイクル（再生利用）の取組に加えて、3Rの中で最優先に取り組むべき「リデュース（発生抑制）」を中心とした取組を進めます。

市民・事業者・行政の3者が協力し合ってリデュース（発生抑制）を推進していくため、平成22年10月に発足した新たな推進体制「ヨコハマRひろば」を中心に、様々なリデュースの取組を推進していきます。

平成22年度に試験的に実施したマイボトルスポットや、スーパーにおける食品トレーを使用しない販売など、具体的な取組を拡充していきます。



## 2 普及啓発・環境学習の推進

71,428千円

新たな一般廃棄物処理基本計画「ヨコハマ<sup>スリム</sup>3R夢プラン」の実質的な初年度となる平成23年度は、計画内容を市民・事業者理解していただくため、様々な広報媒体や機会を活用して、分かりやすくきめ細かな広報啓発活動を実施していきます。

収集事務所及び焼却工場における啓発拠点機能を強化し、市民により身近な場所での情報提供を充実させます。また、分別の徹底を図るため、「ごみと資源物の分け方・出し方」パンフレットを全世帯に配布します。

地域における環境行動の推進で重要な役割を果たしている環境事業推進委員については、これまでの集積場所における分別排出の啓発に加え、3R活動を中心とした啓発・実践活動に取り組みます。

また、ポスターコンクールの実施など、小中学生を対象とした環境学習についても、引き続き実施していきます。

- ・ 啓発イベント等の開催、参加
- ・ 収集事務所、焼却工場における啓発拠点機能の強化  
(出前講座の拡充や新たな啓発拠点の整備など)
- ・ 収集事務所と区が連携した啓発活動の実施
- ・ 焼却工場見学を希望する市内小学校全校受け入れ
- ・ ひとりからの工場見学の受付
- ・ 「ごみと資源物の分け方・出し方」パンフレットの全戸配布
- ・ 高齢者を対象とした広報の工夫  
(大きな文字やイラストを用いた広報紙の作成)
- ・ 環境事業推進委員による地域の実情に合わせた3R啓発活動の実施
- ・ 小中学生ポスターコンクールの実施
- ・ 小学生版環境学習副読本の発行

1	3Rの推進	本年度	前年度	差引
(2)	家庭系対策	千円 2,549,304	千円 2,539,705	千円 9,599

## 1 分別・リサイクルの推進

1,692,139千円

### (1) 分別の徹底と定着に向けた取組

分別のさらなる徹底と定着に向け、引き続き、分別されていないごみの取り残しや、分別が徹底されていない地域を中心とした啓発・指導を実施します。

また、分別ルールが守られていない集合住宅について、家主・管理会社などに対し、改善の取組を要請することで、分別の更なる徹底・定着を図ります。

### (2) 収集した資源物のリサイクル

分別収集された資源物の売却・資源化委託を実施します。

また、リサイクル施設へ赴き、処理工程の確認や書類の提出などにより、市民が分別した資源物が確実にリサイクルされていることを確認します。

## 2 資源集団回収の促進

644,568千円

市民と事業者の自主的な減量・リサイクル活動である資源集団回収を促進するため、実施団体及び回収業者に対し、奨励金を交付します。

また、平成25年度までに古紙の全てを資源集団回収により回収する目標を掲げ、行政回収からの移行を進めるため、未実施地域や行政回収への排出が多い地域に対する働きかけを強化します。



### 3 生ごみの回収・資源化の実証実験

11,000千円

さらなる減量・リサイクルと温室効果ガスの削減を目指し、燃やすごみの中に約4割含まれている生ごみのバイオガス化について、異物の混入や臭気、処理コストなどの様々な課題への対応策を検討するとともに、具体的な回収・資源化システムの構築に向けた調査を引き続き実施します。



### 4 家庭での生ごみの資源化の推進

13,083千円

家庭での生ごみの減量化・堆肥化を進めるため、家庭用電気式生ごみ処理機及び生ごみコンポスト容器の購入助成を実施します。

- ・家庭用電気式生ごみ処理機購入助成  
助成数 1,000 基  
助成額 10,000 円／基を限度とし、購入額の1/2 (1世帯1基まで)
- ・家庭用生ごみコンポスト容器の購入助成  
助成数 800 基  
助成額 上限3,000 円／基 (1世帯2基まで)



### 5 国の指定法人への資源物の引き渡し

89,760千円

資源選別施設で選別した缶・びん・ペットボトルのうち、その他の色(茶色・無色以外)のびんとペットボトルを、容器包装リサイクル法に基き指定法人に引き渡し、リサイクルします。

また、民間事業者に委託し中間処理(異物除去・圧縮・梱包)したプラスチック製容器包装についても、同様に指定法人に引き渡し、リサイクルします。

1	3Rの推進	本年度	前年度	差引
(3)	事業系対策	千円 115,212	千円 118,619	千円 △ 3,407

### 1 事業者による減量化と分別徹底の推進

9,670千円

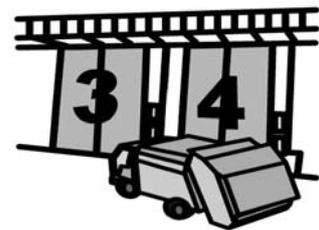
事業系ごみの減量化と分別の徹底を推進するため、各種業界の集まりに出向くなど様々な機会を通じて排出事業者に対する働きかけを行うとともに、事業所への立入調査を実施します。

徹底した分別・リサイクルを行っている事業所を優良事業所として表彰する制度の対象に、新たに中小事業所や各種団体を加えるなど、制度の拡充を図ります。

### 2 焼却工場への適正搬入の推進

42,197千円

事業系ごみの分別の徹底と定着を図るため、搬入物検査を常時行うことで指導を強化し、資源物や産業廃棄物等の不適正搬入を防ぎ、リサイクルルートへ誘導するなど事業者の適正処理の促進を図ります。



### 3 グリーンコンポスト施設でのせん定枝の資源化

53,640千円

家庭の庭木や事業所等で造園業者等がせん定した枝を粉碎・発酵させ、土壌改良材として、街路樹等の植栽事業や農家等に供給します。

併せて、民間によるせん定枝処理施設の整備状況を踏まえ、今後の施設のあり方について検討していきます。

2	市民サービスアップと 運営の効率化	本年度	前年度	差引
(1)	市民サービスアップ	千円 350,991	千円 360,436	千円 △ 9,445

## 1 めくもりのある街横浜事業

13,230千円

多様化する市民ニーズに応えるため、市民の視点で考え、現場目線で対応し、全ての市民がごみのことで困らない住みよいまちの実現に向けた取り組みを進めます。

### (1) 「ふれあい収集」の充実・拡大

ごみの持ち出しが困難な一人暮らしの高齢者等を対象に、玄関先までごみを取りに伺う「ふれあい収集」を引き続き実施します。

また、職員が収集を行う際に、積極的に声掛けを行うことなどで安否の確認等を行い、関係機関と連携しながら、高齢者等が安心して暮らせるよう、業務の充実・拡大を図ってまいります。

### (2) 「狭あい道路収集」のエリア拡大

収集車が進入できない、ごみの持ち出しが不便な地域において、軽車両で収集を行う「狭あい道路収集」のエリア拡大を図ります。

### (3) 「粗大ごみ持ち出し収集」の実施

一人暮らしの高齢者など指定の場所まで粗大ごみを持ち出すことが困難な方を対象に、自宅内まで粗大ごみを取りに伺う「粗大ごみ持ち出し収集」を引き続き実施します。

### (4) 地域貢献

負傷者や急病人に対して応急処置を行うことが出来るよう、収集事務所の職員を対象に、引き続き普通救命講習を実施してまいります。

また、地域に最も身近なサービスである点を活かし、職員が防犯パトロールやボランティアで清掃活動等を実施し、地域社会に貢献してまいります。

## 2 集積場所の改善に向けた対策

9,000千円

カラス等によるごみの散乱や、地域外からの未分別ごみの持ち込みなど、地域だけでは解決することが難しい課題に対応するため、収集事務所職員による集積場所快善（改善）隊が地域へ伺い、小動物による散乱防止対策や分別の定着に向けたアドバイスなど、地域の方々と協働した取組を実施します。

### 3 資源物の拠点回収の実施

19,801千円

多様な資源の回収ルートを確保し、分別排出の利便性を向上させるため、一部の区役所・地区センターなどに設置している資源回収ボックス及び収集事務所（センターリサイクル）、資源回収センターにおいて資源物の回収を行います。

### 4 クリーンタウン横浜の推進

234,919千円

「清潔で安全な街・ヨコハマ」の実現を目指し、美化推進重点地区で歩道清掃を実施するほか、街の美化の推進とたばこの火による火傷などの危険を防止するため、喫煙禁止地区の取組を進めます。また、喫煙禁止地区外における喫煙マナーについての周知・啓発活動などの状況を見ながら、地区指定のあり方を検討します。

- ・ 都心部及び各区美化推進重点地区等での歩道清掃等の実施
- ・ 美化推進員による喫煙禁止地区（6地区）での過料徴収及び美化推進重点地区でのポイ捨て防止の啓発、歩行喫煙者への指導を実施
- ・ 喫煙禁止地区の周知の徹底



### 5 不法投棄防止対策の推進

70,143千円

区役所や警察等の関係機関が一体となって不法投棄の防止対策と投棄物の早期処理等を実施します。

なお、不法投棄された家電（エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機・衣類乾燥機）は家電リサイクル法に基づき、またパソコンは資源有効利用促進法の趣旨に沿って、それぞれリサイクル処理します。

- ・ 警報装置 新設1基（既設52基）
- ・ 夜間パトロールの実施 延べ481日



### 6 放置自動車対策の推進

3,898千円

「横浜市放置自動車及び沈船等の発生の防止及び適正な処理に関する条例」に基づき、放置自動車の発生を防止するとともに、廃物認定前に一時移動を行うなど、迅速な撤去・処理を行います。

2	市民サービスアップと 運営の効率化	本年度	前年度	差引
(2)	運営の効率化	千円 3,451,524	千円 3,483,968	千円 △ 32,444

## 1 家庭ごみ収集

### (1) 家庭ごみ収集運搬業務委託

1,782,121千円

家庭ごみ収集運搬業務の効率化を図るため、新たに2区（神奈川区、港南区）の缶・びん・ペットボトルの収集運搬業務を民間事業者へ委託します。



家庭ごみ収集運搬業務の民間委託状況（平成23年度）

- ・ 家庭ごみ全品目 2区（中区・栄区）
- ・ プラスチック製容器包装 全18区（中区、栄区を含む）
- ・ 缶・びん・ペットボトル 5区（神奈川区・西区・中区・港南区・栄区）

### (2) 中継輸送業務委託

763,514千円

燃やすごみ収集運搬業務の効率化と、焼却工場の安定稼働を図るため、市内4か所（神奈川、戸塚、神明台、保土ヶ谷）の中継施設の管理運営及び運搬業務を委託します。なお、戸塚、神明台の運搬業務については、新たに競争入札を導入し、更なる効率化を図ります。

プラスチック製容器包装の収集運搬業務の効率化を図るため、市内4か所（神奈川、金沢、都筑、神明台）のストックヤードから、圧縮梱包を行う中間処理施設（別途委託）への中継運搬業務を委託します。

## 2 粗大ごみ収集

833,889千円

粗大ごみの収集運搬業務について、引き続き委託により実施します。平成23年度以降、収集運搬業務と受付業務を分けて委託することにより、運営の効率化に努めます。

収集業務については、これまで繁忙期である4月に発生していた委託事業者の切替に伴う混乱のリスクを回避するため、平成24年5月まで債務負担行為を設定します。また、受付業務については、安定したサービスの提供を行うとともに、スケールメリットによる経費の削減を図るため、長期継続契約とします。

粗大ごみを直接持ち込む自己搬入場所については、引き続き市内4か所（鶴見・港南・都筑・神明台）で受け入れます。

なお、リサイクルプラザの廃止に伴い、再利用できる粗大ごみについては、イベントなどの場を活用して、市民に提供していきます。

<委託化の推移>

平成 10 年度 財団法人横浜市資源循環公社へ収集運搬業務を全面委託

平成 15 年度 粗大ゴミインターネット受付開始

平成 17 年度 受付及び収集運搬業務の一部地域を民間へ委託（2エリア、市内6区）

平成 18 年度 民間業者への委託を拡大（4エリア、市内13区）



### 3 公衆トイレの日常清掃業務

72,000千円

資源循環局で所管する82か所の公衆トイレの清掃を民間委託により実施します。

3	適正処理の推進	本年度	前年度	差引
(1)	収集運搬業務	千円 3,519,295	千円 3,693,426	千円 △ 174,131

### 1 収集事務所等の運営・管理

**1,366,416千円**

収集事務所の運営、維持管理等を円滑に行うとともに、老朽化したボイラー、空調設備の更新工事を計画的に行います。

また、耐震補強工事が必要な収集事務所について、順次耐震化工事を行うなど、施設保全や長寿命化に努めます。

### 2 収集車両の維持管理

**1,801,578千円**

安定的かつ効率的な収集運搬業務を実施するため、収集車両の保全や燃料の調達を行うとともに、最新の排出ガス規制適合車に更新します。また、環境負荷の低減に資するハイブリッド収集車を導入します。



ハイブリッド収集車導入台数 3台（累計120台 ※リース含む）

### 3 し尿の収集運搬等

**253,077千円**

浄化槽の設置審査・維持管理指導等を行うとともに、し尿等を適正に処理（収集・運搬・処分）します。あわせて、市内に設置している公衆トイレの維持管理を行います。なお、利用頻度が少なく、老朽化している公衆トイレについては、廃止を検討します。

災害時のトイレ対策として、広域避難場所の仮設トイレを、引き続き素掘り式からトイレパックへ更新するとともに、北部事務所職員が地域防災拠点で行われる防災訓練や地域のイベントなどへ参加し、災害時のトイレ対策について市民に周知を図ります。

また、葉山町のし尿処理施設の更新工事に伴い、葉山町のし尿等を、引き続き磯子検認所で受け入れます。

3	適正処理の推進	本年度	前年度	差引
(2)	リサイクル施設等の運営管理等	千円 1,991,201	千円 2,016,213	千円 △ 25,012

### 1 資源選別施設の運営・管理

1,967,890千円

分別収集した缶・びん・ペットボトルを市内4か所の選別施設（鶴見、金沢、緑、戸塚）で品目別及び材質別（缶をアルミとスチール）や色別（びんを茶色・無色・その他の色）に選別します。



### 2 リサイクル技術・処理技術等の調査・研究

23,311千円

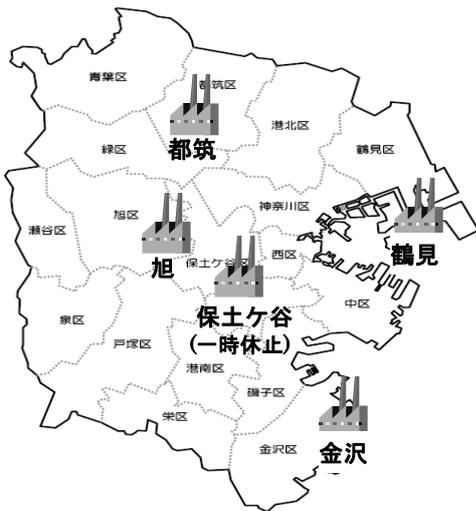
工場へ搬入される燃やすごみの組成調査を行うとともに、ごみ等の資源化手法について調査・検討を行います。

3	適正処理の推進	本年度	前年度	差引
(3)	焼却工場の運営管理等	千円 4,350,584	千円 3,808,404	千円 542,180

### 1 焼却工場の運営・管理

**3,382,903千円**

4工場による効率的な運営管理と適切な補修工事の実施により、安定稼働を図ります。  
また、効率的なごみ発電を行い、発電収入の確保に努めます。  
一時休止している保土ヶ谷工場については、引き続きバックアップ工場として維持管理します。  
引き続き、三浦市の燃やすごみを鶴見工場で受け入れます。



	稼働開始年月	焼却能力	発電能力
都 筑 工 場	昭 和 59 年 4 月	1,200t/日	12,000kW
鶴 見 工 場	平 成 7 年 4 月	1,200t/日	22,000kW
旭 工 場	平 成 11 年 4 月	540t/日	9,000kW
金 沢 工 場	平 成 13 年 4 月	1,200t/日	35,000kW
保土ヶ谷工場 (一時休止)	昭 和 55 年 7 月	-	-

### 2 焼却工場の震災対策

**941,776千円**

大震災等の災害発生時に備え、都筑工場の耐震補強工事を実施し、本市の適正な廃棄物処理を安全で安定的に行えるよう、ごみ焼却体制を確保します。

### 3 工場環境保全調査

**8,491千円**

焼却工場の適正な運営管理のため、ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、排出ガス、飛灰、焼却灰、排水及び土壌中のダイオキシン類の調査を行います。

### 4 その他管理費等

**17,414千円**

焼却工場の適正な運営管理と公害防止のため、排出ガス、排水等の試験、分析調査を行うとともに、作業環境中のダイオキシン類測定調査及び保護具の購入等を行います。

3	適正処理の推進	本年度	前年度	差引
(4)	最終処分場の運営管理等	千円 6,585,911	千円 6,077,626	千円 508,285

### 1 南本牧ふ頭第5ブロック処分場の整備

**5,251,498千円**

南本牧ふ頭第5ブロックに新たな最終処分場を整備します。平成23年度は引き続き遮水護岸\*の地盤改良工事等（港湾局予算計上）を進めます。既存処分場（第2ブロック）の延命化を図ることで**29年度の供用開始**を目指します。

あわせて、既設外周護岸等の負担金（約52億5千万円）を支出します。

※ 廃棄物を投入する区画から外部に水が漏出しないように建設している護岸。

年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
第2ブロック 処分場	埋 立 中										
第5ブロック 処分場	遮水護岸建設工事										供用

### 2 南本牧廃棄物最終処分場の運営・管理

**915,245千円**

南本牧廃棄物最終処分場における一般廃棄物及び産業廃棄物の埋立業務及び排水処理施設の維持管理等を行います。（産業廃棄物の埋立については再掲）

### 3 神明台処分地等の運営・管理

**383,628千円**

平成22年度末で埋立を終了した神明台処分地について、覆土を行うほか、旧処分地（長坂谷等7か所）と合わせて運営管理を行います。また、排水処理施設を適正に維持管理し、最終処分場からの排水の水質を適正に管理することで、放流先河川等の汚濁の防止及び環境の保全を図ります。

### 4 処分地環境保全調査

**22,432千円**

神明台処分地及び南本牧廃棄物最終処分場の大気、土壌、水質について、ダイオキシン類等の周辺環境に対する影響調査を引き続き実施します。

### 5 神明台処分地跡地の管理運営

**13,108千円**

神明台処分地の既に埋立が終了している区域で、暫定的に開放している野球場やサッカー場、多目的広場等の管理運営を行います。

3	適正処理の推進	本年度	前年度	差引
(5)	産業廃棄物対策の推進	千円 1,841,746	千円 2,878,595	千円 △ 1,036,849

### 1 排出事業者指導等の推進

29,824千円

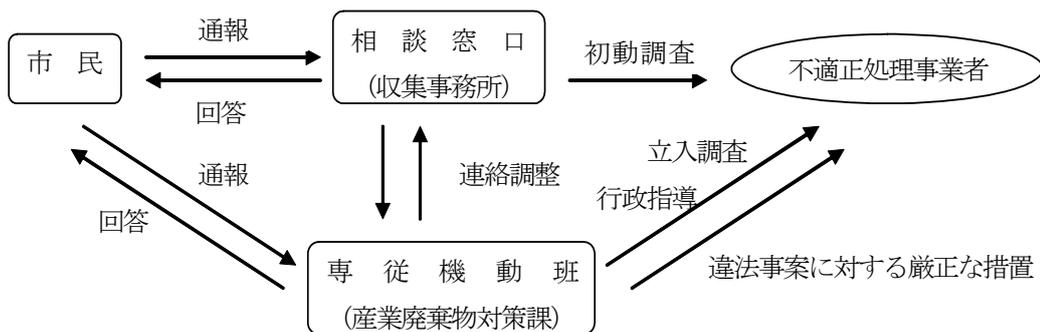
産廃3R夢プラン（第6次横浜市産業廃棄物処理指導計画）に基づき、発生抑制、減量化・資源化、適正処理を推進します。

排出事業者や処理施設等への立入調査等を実施するほか、多量排出事業者等への指導、廃棄物交換システムの運用、処理業等の許可申請に対する審査、優良事業者の育成、自動車リサイクル法の運用などを実施します。

### 2 不適正処理の監視・指導強化

22,012千円

不適正処理への迅速な対応を図るとともに、違法事案に対して厳正な措置を講じるため、収集事務所と県警OBを中心とした専従機動班が連携して、適正処理を推進します。



### 3 PCB廃棄物適正処理の推進

#### (1) PCB廃棄物適正処理推進事業

885千円

市内のPCB廃棄物は、「東京PCB廃棄物処理施設」（1都3県のPCB広域処理施設）で順次処理されていますが、処理が行われるまでの間、適正に保管・管理するよう指導します。

また、適正な保管が困難な事業者等のPCB廃棄物が優先して処理されるように、引き続き関係機関と調整を進めます。



## (2) 微量PCB汚染廃電気機器把握支援事業

23,000千円

国から交付される「地域環境保全対策費補助金（＝地域グリーンニューディール分）」を活用して、PCB廃棄物の適正保管及び処理を推進するため、PCBの含有が疑われるトランス、コンデンサ等の電気機器等について、保管事業者等が行う濃度測定のコストを補助します。平成23年度は、補助対象となる企業の規模要件を緩和し対象を拡大します。

## 4 事業者指導強化対策

6,204千円

再生砕石への石綿（アスベスト）含有産業廃棄物の混入防止を徹底します。引き続き、解体工事現場や砕石処理施設等への立ち入り等の指導を強化します。廃棄物処理法改正に伴い新たに創設された、建設工事に伴い生じる産業廃棄物の保管場所の届出制度の円滑な運用を進め、適正処理に向けた指導を強化します。

## 5 南本牧廃棄物最終処分場の運営・管理

260,484千円

適正処理を確保するために、南本牧廃棄物最終処分場における産業廃棄物の埋立業務及び排水処理施設等の維持管理を行います。

## 6 戸塚区品濃町最終処分場対策

1,499,337千円

戸塚区品濃町最終処分場については、周辺的生活環境の支障を除去するため、産廃特措法に基づく行政代執行に着手し、「実施計画書」による改善工事を実施しています。

23年度は、廃棄物の崩落・飛散流出防止のため、引き続き擁壁築造や廃棄物整形等の改善工事を実施します。また、実行者及び排出事業者への責任追及を引き続き行います。

### 【戸塚区品濃町最終処分場対策概要（H20～H24）】

#### (1) 地下水等の汚染防止策

- 処分場内の汚水を排水することにより、汚染源を除去し、場内汚水の漏出を抑制します。
- 汚染地下水揚水井を設置し、汚染地下水を揚水・排除し、汚染拡散を防止します。

#### (2) 廃棄物崩落、飛散防止対策

- 急傾斜部分を安定勾配に整形して、廃棄物の崩落を防止します。
- 擁壁等を設置し廃棄物の整形を行うとともに、覆土を行い、廃棄物の飛散流出を防止します。

(3) スケジュール

		H20	H21	H22	H23	H24
実施計画書		← 産廃特措法事業実施期間 →				
改善工事等	場内汚水・地下水汚染対策工	—————				
	擁壁等設置工		—————			
	廃棄物整形工、覆土工		—————			
	モニタリング・施設管理等	—————				

(4) 総事業費

約4.2億円